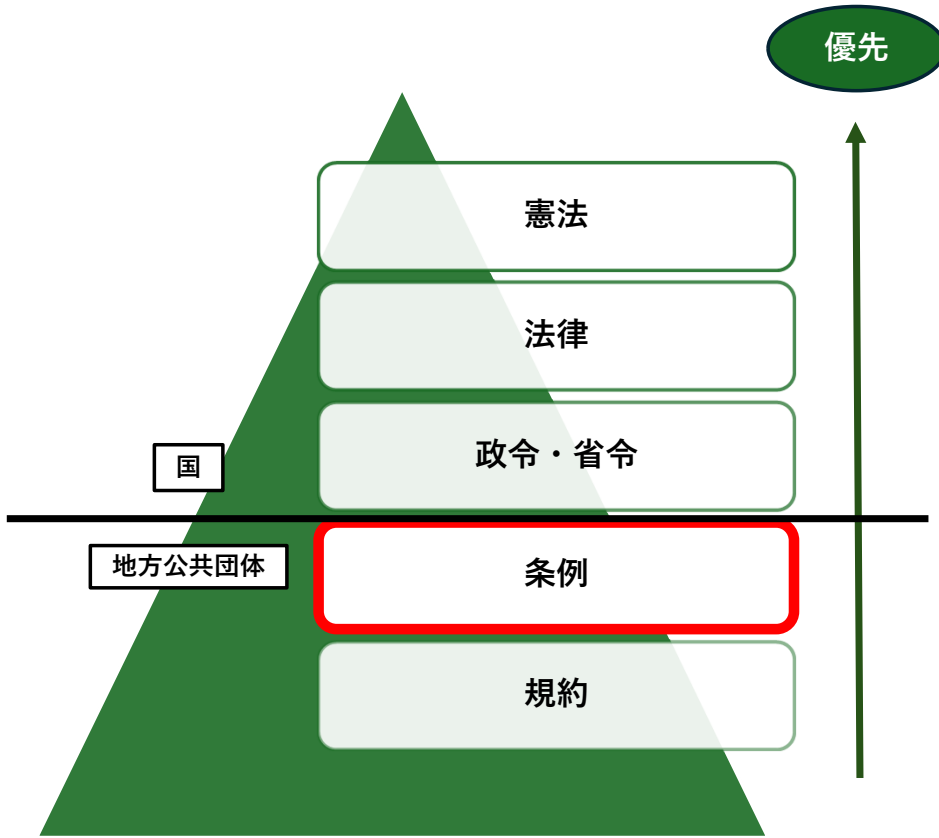


こどもの権利条例の意義とは



※条例は地方公共団体が制定する自治立法

- └ 条例とは、各都道府県や市区町村がつくる、その地域のルールです。国がつくる法律とは違い、その地域に住む人たちのために、地域の実情に合わせてつくられます。例えば、ゴミ出しのルールや、公園の使い方など、その地域だけの決まり事のことを言います。

こどもの権利条例の意義

- ①こどもの権利条約に規定されているこどもの権利を和光市でどのように保障していくかを明文化
 - 例えば学校や地域で困っていることがあっても、こどもの意見は大人に届きにくいことがある。条例があると、「こどもの意見を聞くこと」が自治体のルールとして明確になる。
- ②認識の共有
 - 条例により「こどもの権利」を、学校・家庭・地域の大人たちが共通認識として持てるようになる。子ども自身が自分の権利を知り、行動できるようになる。
- ③こどもが安心して暮らせる環境をつくる
 - 条例により、こどもの声を聴くこと、大人がこどもの権利を守る責任をはたすことはこどもの安心につながる。さらに、こどもが抱える課題は地域によって異なることから、条例によりその地域にあった対策を立てることに繋がる。

国際的な子どもの権利条約と国内法や計画との関係

